

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B2)

(11)特許番号
特許第7365657号
(P7365657)

(45)発行日 令和5年10月20日(2023.10.20)

(24)登録日 令和5年10月12日(2023.10.12)

(51)国際特許分類	F I
B 6 5 D 5/24 (2006.01)	B 6 5 D 5/24 C
B 6 5 D 5/44 (2006.01)	B 6 5 D 5/44 E
	B 6 5 D 5/44 B

請求項の数 4 (全11頁)

(21)出願番号 特願2019-132338(P2019-132338)	(73)特許権者 511016316 株式会社メタルクリエーション 大阪府東大阪市水走1丁目17-34
(22)出願日 令和1年7月17日(2019.7.17)	(74)代理人 100126310 弁理士 山口 慎太郎
(65)公開番号 特開2021-17251(P2021-17251A)	(72)発明者 金井 哲雄 大阪府東大阪市水走1丁目17-34 株式会社メタルクリエーション内
(43)公開日 令和3年2月15日(2021.2.15)	審査官 矢澤 周一郎
審査請求日 令和4年6月30日(2022.6.30)	

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 二重側壁組立函

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

平面視四角形の底壁と、前記底壁の四周に連設される外側壁と、前記外側壁に細帯状の額縁片を介して連設される内側壁と、前記内側壁の外側に連設される係止片とが設けられた原紙を組み立てて前記底壁の周囲に二重側壁を形成してなる二重側壁組立函において、

前記底壁を覆う底板と、前記外側壁及び内側壁にて形成される二重側壁の空間部に配置される側板とが設けられる補強部材を具備してなり、

前記側板は、

前記底板の対向する両辺に折目線を介して連設され、前記底板に対して立設されて対向する二重側壁の空間部に配置される第一側板と、

前記第一側板の対向する両辺に折目線を介して連設され、前記第一側板が立設された状態で前記外側壁及び内側壁の隣接箇所であるコーナー部を跨いで折り曲げられて、前記第一側板が配置される二重側壁の空間部と隣接する別の二重側壁の空間部に配置される第二側板と、

を有してなり、

前記第二側板が、前記原紙の隣接する外側壁の短辺に連設され、組み立て時に折り畳まれて同じ二重側壁の空間部に配置される折辺よりも内側であって、前記原紙の内側壁の短辺に連設され、組み立て時に折り曲げられて同じ二重側壁の空間部に配置される耳片との間に配置される、

ことを特徴とする二重側壁組立函。

【請求項 2】

前記側板は、前記底板の残りの対向する両辺に折目線を介して連設され、前記底板に対して立設されて前記第二側板とともに二重側壁の空間部に配置される第三側板を有してなる請求項 1 に記載の二重側壁組立函。

【請求項 3】

前記第二側板は、対向する突合せ縁部が二重側壁の空間部に配置された状態で他と当接しない形状に形成される請求項 1 又は請求項 2 に記載の二重側壁組立函。

【請求項 4】

前記側板は、前記折目線の裏面側の対応する位置に一つ又は複数の繋部を有する折曲溝が形成される請求項 1 乃至請求項 3 のいずれか一項に記載の二重側壁組立函。

10

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、二重側壁組立函の技術に関し、より詳細には、平面視四角形の底壁と、底壁の四周に連設される外側壁と、外側壁に細帯状の額縁片を介して連設される内側壁と、内側壁の外側に連設される係止片とが設けられた原紙を組み立てて底壁の周囲に二重側壁を形成してなる二重側壁組立函に関する。

【背景技術】

【0002】

従来、平面視四角形の底壁と、底壁の四周に連設される外側壁と、外側壁に細帯状の額縁片を介して連設される内側壁と、内側壁の外側に連設される係止片とが設けられた原紙を組み立てて底壁の周囲に小幅帯部（額縁）のある二重側壁を形成してなる二重側壁組立函とした構成が公知となっている。かかる二重側壁組立函は、前後左右の係止片を係合させて組み立てられるので糊付けが不要であり、また底壁の四周が部分的に二重壁となるため強度を維持できるという利点がある。

20

【0003】

他方、二重側壁組立函では、外側壁及び内側壁にて形成される二重側壁の内部に空間部を有しているため、収容物に押圧される等して内側壁が外方に広げられる結果、コーナー部で開き（隙間）が生じたり内側壁が折れ曲がったりする等して、二重側壁が変形してしまう場合があった。そのため、従来の二重側壁組立函成としては、例えば、特許文献 1 に開示されるように、二重側壁のそれぞれの空間部に配置される段ボールシートを主体とする複数の装填材を有してなる構成や、特許文献 2 に開示されるように、底壁を覆う底板とともに、底板に対して立設されて二重側壁の空間部に配置される側板を有してなるパット部材を有してなる構成が提案されているところである。

30

【0004】

しかしながら、上述した従来の二重側壁組立函の構成では、確かに、二重側壁の空間部に充填材やパット部材の側板が配置されることで、二重側壁の剛性が高められ、上述したような内側壁の変形を防ぐことが期待できるものの、コーナー部の開き（隙間）を防ぐ効果が充分ではなかったため、例えば、収容物の重量が重くまた密に収容された場合等には、収容物の影響を受けてコーナー部が開いて変形し、見栄えが悪くなるという問題があった。

40

【先行技術文献】

【特許文献】

【0005】

【文献】特開平 10 - 72026 号公報
特開平 4 - 311446 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

そこで、本発明では、二重側壁組立函に関し、前記従来の課題を解決するもので、収容

50

物の状態にかかわらず二重側壁の変形を確実に防止して外観品質に優れた二重側壁組立函を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0007】

本発明の解決しようとする課題は以上の如くであり、次にこの課題を解決するための手段を説明する。

【0008】

すなわち、請求項1においては、平面視四角形の底壁と、前記底壁の四周辺に連設される外側壁と、前記外側壁に細帯状の額縁片を介して連設される内側壁と、前記内側壁の外側に連設される係止片とが設けられた原紙を組み立てて前記底壁の周囲に二重側壁を形成してなる二重側壁組立函において、前記底壁を覆う底板と、前記外側壁及び内側壁にて形成される二重側壁の空間部に配置される側板とが設けられる補強部材を具備してなり、前記側板は、前記底板の対向する両辺に折目線を介して連設され、前記底板に対して立設されて対向する二重側壁の空間部に配置される第一側板と、前記第一側板の対向する両辺に折目線を介して連設され、前記第一側板が立設された状態で前記外側壁及び内側壁の隣接箇所であるコーナー部を跨いで折り曲げられて、前記第一側板が配置される二重側壁の空間部と隣接する別の二重側壁の空間部に配置される第二側板と、を有してなり、前記第二側板が、前記原紙の隣接する外側壁の短辺に連設され、組み立て時に折り畳まれて同じ二重側壁の空間部に配置される折辺よりも内側であって、前記原紙の内側壁の短辺に連設され、組み立て時に折り曲げられて同じ二重側壁の空間部に配置される耳片との間に配置されるものである。

【0009】

請求項2においては、前記側板は、前記底板の残りの対向する両辺に折目線を介して連設され、前記底板に対して立設されて前記第二側板とともに二重側壁の空間部に配置される第三側板を有してなるものである。

【0011】

請求項3においては、前記第二側板は、対向する突合せ縁部が二重側壁の空間部に配置された状態で他と当接しない形状に形成されるものである。

【0012】

請求項4においては、前記側板は、前記折目線の裏面側の対応する位置に一つ又は複数の繋部を有する折曲溝が形成されるものである。

【発明の効果】

【0013】

本発明の効果として、収容物の状態にかかわらず二重側壁の変形を確実に防止して外観品質に優れた二重側壁組立函とすることができる。

【図面の簡単な説明】

【0014】

【図1】本発明の一実施例に係る二重側壁組立函の全体的な構成を示した斜視図である。

【図2】同じく図1の平面図である。

【図3】本体部材を構成する原紙の展開図である。

【図4】補強部材を構成する原紙の展開図である。

【図5】図4の原紙の裏面を示した展開図である。

【図6】図3の原紙に図4の原紙を重ね合わせた状態の斜視図である。

【図7】図6において本体部材を構成する原紙の左右の内側壁等を折り曲げた状態を示す斜視図である。

【図8】図7において本体部材を構成する原紙の前後左右の外側壁を起立させた状態を示す斜視図である。

【図9】二重側壁組立函の拡大平面図である。

【図10】別実施例の補強部材を構成する原紙の展開図である。

【発明を実施するための形態】

10

20

30

40

50

【 0 0 1 5 】

次に、発明を実施するための形態を説明する。なお、以下の実施例においては、図において矢印X方向を前後方向及び矢印Y方向を上下方向とする。

【 0 0 1 6 】

図1及び図2に示すように、本実施例の二重側壁組立函1は、原紙Aを所定の折目線に沿って折り曲げて、底壁20の周囲に小幅帯部(額縁)のある二重側壁を有し、上方に開口した直方体の本体部材2と、原紙Bを所定の折目線に沿って折り曲げて、本体部材2の底壁20を覆うとともに二重側壁の空間部3・4に配置される補強部材5とが設けられている。

【 0 0 1 7 】

原紙A及び原紙Bの素材としては、厚紙やボール紙等の実用可能な程度の強度と厚さを有するものが適宜用いられ、特に、本実施例の原紙Bは、表裏紙(ライナ)及び中芯原紙からなる公知の段ボール紙が用いられている。

【 0 0 1 8 】

図3に示すように、本体部材2を構成する原紙Aは、平面視四角形の底壁20と、底壁20の四周边に折目線32・32・36・36を介して連設される外側壁21・21・25・25と、外側壁21・21・25・25の外側に折目線33・33・37・37を介して連設される細帯状の額縁片22・22・26・26と、額縁片22・22・26・26の外側に折目線34・34・38・38を介して連設される内側壁23・23・27・27と、内側壁23・23・27・27の外側に折目線35・35・39・39を介して連設される係止片24・24・28・28等とが設けられている。

【 0 0 1 9 】

底壁20の左右の長辺には、折目線32を介して左右の外側壁21が連設され、外側壁21の外側に折目線33を介して左右の額縁片22が連設され、額縁片22の外側に折目線34を介して左右の内側壁23が連設され、内側壁23の外側に折目線35を介して係止片24が連設されている。また、底壁20の前後の短辺には、折目線36を介して前後の外側壁25が連設され、外側壁25の外側に折目線37を介して前後の額縁片26が連設され、額縁片26の外側に折目線38を介して前後の内側壁27が連設され、内側壁27の外側に折目線39を介して前後の係止片28が連設されている。

【 0 0 2 0 】

また、内側壁23の前後には、折目線40を介して耳片29が連設され、外側壁21の前後には、折目線41を介して折片30が連設されるとともに、外側壁25の左右には、折目線42を介して折片31が連設されており、折片30及び折片31が斜めの折目線43を介して連設されている。

【 0 0 2 1 】

図4及び図5に示すように、補強部材5を構成する原紙Bは、平面視四角形の底板50と、底板50の左右の対向する両辺である長辺に折目線54・54を介して連設される第一側板51・51と、第一側板51の前後の対向する両辺である短辺に折目線55を介して連設される第二側板52・52と、底板50の前後の残りの対向する両辺である短辺に折目線55・55を介して連設される第三側板53・53とが設けられている。

【 0 0 2 2 】

底板50は、上述した原紙Aの底壁20と同形状で、底壁20より小さくなるように形成されており、第一側板51は、底板50の長辺に沿って連設され、上述した原紙Aの左右の外側壁21及び内側壁23と同形状で、左右方向(矢印Y方向)の長さが左右の外側壁21及び内側壁23と同じか若しくは小さくなるように形成されている。本実施例では、原紙Bは、原紙Aに重ね合わせた状態で、底板50及び第一側板51が原紙Aの底壁20及び外側壁21と一回り小さくなるように形成されている(図6参照)。

【 0 0 2 3 】

第二側板52は、第一側板51の前後の短辺に連設され、左右方向(矢印Y方向)の長さが前後の外側壁25及び内側壁27の前後方向(矢印X方向)の長さと同じか若しくは

10

20

30

40

50

小さくなるように平面視矩形状に形成されている。第三側板 5 3 は、底板 5 0 の前後の短辺の左右方向（矢印 Y 方向）の中央位置に連設され、前後方向（矢印 X 方向）の長さが前後の外側壁 2 5 及び内側壁 2 7 の前後方向（矢印 X 方向）の長さと同じか若しくは小さくなるように平面視矩形状に形成されている。

【 0 0 2 4 】

折目線 5 4 ・ 5 5 ・ 5 6 は、原紙 B の表面側（図 4 において紙面側）に形成され、この折目線 5 4 ・ 5 5 ・ 5 6 の裏面側（図 5 において紙面側）の対応する位置に一つ又は複数の繋部 5 7 a ・ 5 8 a ・ 5 9 a を有する折曲溝 5 7 ・ 5 8 ・ 5 9 が形成されている。折曲溝 5 7 ・ 5 8 ・ 5 9 は、段ボール紙たる原紙 B の裏紙（裏ライナ）に溝切りされて表紙（表ライナ）には到達しない溝であり、所定個所にて繋部 5 7 a ・ 5 8 a ・ 5 9 a により繋げられている。後述するように、原紙 B では、第一側板 5 1 ・ 第二側板 5 2 ・ 第三側板 5 3 がそれぞれ折目線 5 4 ・ 5 5 ・ 5 6 に沿って折り曲げられる際に、かかる折曲溝 5 7 ・ 5 8 ・ 5 9 の各繋部 5 7 a ・ 5 8 a ・ 5 9 a も表紙（表ライナ）とともに折り曲げられるか、又は破断されて表紙（表ライナ）のみが折り曲げられる。

10

【 0 0 2 5 】

図 1、図 6 乃至図 8 に示すように、本実施例の二重側壁組立函 1 は、上述した原紙 A に原紙 B を重ね合わせた状態で一体に組み立てられ、まず、原紙 A の底壁 2 0 に原紙 B の底板 5 0 を重ね合わせて接着させた状態（図 6 参照）で、原紙 A の左右の内側壁 2 3 ・ 2 3 が原紙 B の第一側板 5 1 ・ 5 1 をくるみ込むようにして折り曲げられ、具体的には、原紙 A の左右の額縁片 2 2 ・ 2 2 及び内側壁 2 3 ・ 2 3 がそれぞれ折目線 3 3 ・ 3 4 に沿って谷折りされ（以下、原紙 A 及び原紙 B を開いた状態で上方から見て、折目が高くなるように折り曲げることを「山折り」、折目が低くなるように折り曲げることを「谷折り」という。）、左右の係止片 2 4 ・ 2 4 が折目線 3 5 に沿って山折りされる（図 7 参照）。

20

【 0 0 2 6 】

次いで、原紙 A の左右の額縁片 2 2 ・ 2 2、内側壁 2 3 ・ 2 3 及び係止片 2 4 ・ 2 4 が折り曲げられた状態で、左右の外側壁 2 1 ・ 2 1 が折目線 3 2 に沿って谷折りされて垂直に起立され、外側壁 2 1 ・ 2 1 が折り曲げられる際に、原紙 B の第一側板 5 1 ・ 5 1 が折目線 5 7 に沿って同時に谷折りされて垂直に起立される（図 8 参照）。このとき、同時に原紙 A の前後の外側壁 2 5 ・ 2 5 が折目線 3 6 に沿って谷折りされて垂直に起立され、外側壁 2 5 ・ 2 5 が折り曲げられる際に、原紙 B の第三側板 5 3 ・ 5 3 が折目線 5 9 に沿って同時に谷折りされて垂直に起立される。

30

【 0 0 2 7 】

さらに、上述した際には、原紙 A の左右の外側壁 2 1 ・ 2 1 と連設される折片 3 0 ・ 3 0 が折目線 4 1 に沿って谷折りされ、前後の外側壁 2 2 ・ 2 2 に連設される折片 3 1 ・ 3 1 が折目線 4 2 に沿って谷折りされて、各折片 3 0 及び折片 3 1 が折目線 4 3 に沿って折り畳まれて山折りされるとともに、原紙 B の第二側板 5 2 ・ 5 2 が折目線 5 8 に沿って同時に谷折りされる。また、折片 3 0 ・ 3 1 及び原紙 B の第二側板 5 2 が折り曲げられることで、原紙 A の左右の内側壁 2 3 ・ 2 3 に連設される耳片 2 9 ・ 2 9 も折目線 4 0 に沿って同時に谷折りされる（図 8 参照）。

【 0 0 2 8 】

そして、原紙 A の外側壁 2 1 ・ 2 1 ・ 2 5 ・ 2 5 並びに原紙 B の第一側板 5 1 及び第三側板 5 3 が起立された状態で、原紙 A の前後の額縁片 2 6 ・ 2 6 が折目線 3 7 に沿って谷折りされ、さらに前後の内側壁 2 7 ・ 2 7 が折目線 3 8 に沿って耳片 2 9 及び折辺 3 0 ・ 3 1 とともに原紙 B の第二側板 5 1 及び第三側板 5 2 をくるみ込むようにして谷折りされる。原紙 A の前後の係止片 2 8 ・ 2 8 が原紙 B の底板 5 0 の上面に当接して折目線 3 9 に沿って山折りされ、かかる係止片 2 8 ・ 2 8 が左右の係止片 2 4 ・ 2 4 の間に入り込んで端部が上方より押えられることで、本体部材 2 に補強部材 5 が組み込まれた二重側壁組立函 1 が得られる（図 1 参照）。

40

【 0 0 2 9 】

図 1、図 2 及び図 9 に示すように、本実施例の二重側壁組立函 1 は、本体部材 2 の外側

50

壁 2 1・2 1・2 5・2 5 及び内側壁 2 3・2 3・2 7・2 7 にて空間部 3・4 を有する二重側壁が形成され、前後の空間部 4・4 に耳片 2 9 及び折辺 3 0・3 1 が收容されている。二重側壁組立函 1 は、本体部材 2 において左右の係止片 2 4・2 4 の端部にて前後の係止片 2 8・2 8 の端部が上方より押えられることで、前後の内側壁 2 7・2 7 が上方に回動して元の状態に開くことがなく、さらに前後の内側壁 2 7・2 7 にて耳片 2 9 が押えられることで、前後左右の隣接する外側壁 2 1・2 5 又は内側壁 2 3・2 7 の隣接箇所であるコーナー部が開いて隙間が生じることがないように構成されている。

【0030】

本体部材 2 に組み込まれた補強部材 5 は、本体部材 2 に形成された二重側壁の左右の空間部 3 に第一側板 5 1 が收容され、前後の空間部 4 に第二側板 5 2 及び第三側板 5 3 が收容されている。第一側板 5 1 は、左右の空間部 3 の前後方向（矢印 X 方向）に沿って二重側壁を構成する外側壁 2 1 及び内側壁 2 3 の離間に配置されている。また、第二側板 5 2 及び第三側板 5 3 は、前後の空間部 4 の左右方向（矢印 Y 方向）に沿って二重側壁を構成する外側壁 2 5 及び内側壁 2 7 の離間に配置されている。

10

【0031】

特に、第二側板 5 2 は、左右の空間部 3 に配置された第一側板 5 1 の短辺より折り曲げられて、二重側壁組立函 1 のコーナー部、すなわち前後左右の隣接する外側壁 2 1・2 5 及び内側壁 2 3・2 7 の隣接箇所を跨ぐようにして前後の空間部 4 に配置されており、前後の空間部 4 内にて、折り畳まれた折片 3 0・3 1 よりも内側であって折片 3 0・3 1 と耳片 2 9 との間に配置されている。また、第二側板 5 2 は、対向する突合せ縁部が二重側壁の左右の空間部 3 に配置された状態で、第三側板 5 3 と当接しないように形状に形成され、所定の離間を有して配置されている。

20

【0032】

以上のように、本実施例の二重側壁組立函 1 は、平面視四角形の底壁 2 0 と、底壁 2 0 の四週に連設される外側壁 2 1・2 5 と、外側壁 2 1・2 5 に細帯状の額縁片 2 2・2 6 を介して連設される内側壁 2 3・2 7 と、内側壁 2 3・2 7 の外側に連設される係止片 2 4・2 8 とが設けられた原紙 A を組み立てて底壁 2 0 の周囲に二重側壁を形成してなる二重側壁組立函 1 において、底壁 2 0 を覆う底板 5 0 と、外側壁 2 1・2 5 及び内側壁 2 3・2 7 にて形成される二重側壁の空間部 3・4 に配置される側板 5 1・5 2 が設けられる補強部材 5 を具備してなり、底板 5 0 の対向する両辺に折目線 5 4 を介して連設され、底板 5 0 に対して立設されて対向する二重側壁の左右の空間部 3 に配置される第一側板 5 1 と、第一側板 5 1 の対向する両辺に折目線 4 5 を介して連設され、第一側板 5 1 が立設された状態で折り曲げられて隣接する二重側壁の前後の空間部 4 に配置される第二側板 5 2 と、を有してなるため、收容物の状態にかかわらず二重側壁の変形を確実に防止して外観品質に優れた組立函を得ることができる。

30

【0033】

すなわち、本実施例の二重側壁組立函 1 は、本体部材 2 に補強部材 5 が組み込まれ、左右の空間部 3 に第一側板 5 1 が配置され、前後の空間部 4 に第二側板 5 2 が配置されることで、二重側壁の剛性が高められ、收容物に押圧される等して内側壁 2 3・2 7 を外方に広げる応力が作用しても、内側壁 2 3・2 7 が折れ曲がったりして変形するのを防止することができるとともに、第一側板 5 1 及び第二側板 5 2 が隣接する外側壁 2 1・2 5 及び内側壁 2 3・2 7 の隣接箇所であるコーナー部を跨ぐようにして配置されることで、收容物の重量が重くまた密に收容された場合等であっても、收容物の影響を受けてコーナー部が開いて変形するのを防止して、外観品質を損なうことがない。

40

【0034】

特に、本実施例の二重側壁組立函 1 は、底板 5 0 の残りの対向する両辺に折目線 5 6 を介して連設され、底板 5 0 に対して立設されて第二側板 5 2 とともに二重側壁の前後の空間部 4 に配置される第三側板 5 3 を有してなるため、第二側板 5 2 及び第三側板 5 3 にて前後の内側壁 2 7 の剛性をより高め、内側壁 2 7 が折れ曲がったりして変形するのを確実に防止することができる。

50

【 0 0 3 5 】

また、第二側板 5 2 は、原紙 A の隣接する外側壁 2 1 ・ 2 5 の短辺に連設され、組み立て時に折り畳まれて二重側壁の前後の空間部 4 に配置される折辺 3 0 ・ 3 1 よりも内側であって、原紙 A の内側壁 2 3 の短辺に連設され、組み立て時に折り曲げられて二重側壁の前後の空間部 4 に配置される耳片 2 9 との間に配置されるため、収容物の影響を受けて内側壁 2 3 ・ 2 7 を外方に広げる応力が作用しても、第二側板 5 2 にて折り畳まれた折辺 3 0 ・ 3 1 が開放されるのを確実に防いで、コーナー部が開いて変形するのを確実に防止することができる。

【 0 0 3 6 】

また、第二側板 5 2 は、対向する突合せ縁部が二重側壁の前後の空間部 4 に配置された状態で他と当接しない形状に形成されるため、二重側壁組立函 1 に外力が作用して二重側壁に撓みやよれが生じた場合であっても、前後の空間部 4 で第二側板 5 2 ・ 5 2 が相互に干渉することなく、二重側壁の剛性を維持することができる。

10

【 0 0 3 7 】

また、側板 5 1 ・ 5 2 ・ 5 3 は、折目線 5 4 ・ 5 5 ・ 5 6 の裏面側に折り曲げ時に破断する繋部 5 7 a ・ 5 8 a ・ 5 9 a を有する折曲溝 5 7 ・ 5 8 ・ 5 9 が形成されるため、折曲溝 5 7 ・ 5 8 ・ 5 9 にて各側板 5 1 ・ 5 2 ・ 5 3 が折曲線 5 4 ・ 5 5 ・ 5 6 に沿って容易に折り曲げることができるとともに、繋部 5 7 a ・ 5 8 a ・ 5 9 a にて側板 5 1 ・ 5 2 ・ 5 3 が上下にバラツクことなく展開時（原紙 B ）の平面状態を維持することができるので、二重側壁組立函 1 の組み立てを容易かつ確実に行うことができる。

20

【 0 0 3 8 】

なお、二重側壁組立函 1 の構成としては、上述した実施例に限定されず、本発明の目的を逸脱しない限りにおいて種々の変更が可能である。

【 0 0 3 9 】

すなわち、上述した実施例の二重側壁組立函 1 では、補強部材 5 として第三側壁 5 3 を有する構成について説明したが、第一側壁 5 1 及び第二側壁 5 2 とは異なり、第三側壁 5 3 は必ずしも必須の構成ではなく、例えば、図 1 0 に示す別実施例の原紙 B ように、第三側壁を有さない構成としてもよい。かかる場合には、第二側壁 5 2 が折り曲げられることで、第二側壁 5 2 のみが前後の空間部 4 の左右方向に沿って二重側壁を構成する外側壁 2 5 及び内側壁 2 7 の離間に配置され、かつ対向する突合せ縁部が前後の空間部 4 に配置された状態で他と当接しない形状に構成される。

30

【 符号の説明 】

【 0 0 4 0 】

- 1 二重側壁組立函
- 2 本体部材
- 3 空間部
- 4 空間部
- 5 補強部材
- 2 0 底壁
- 2 1、2 5 外側壁
- 2 2、2 6 額縁片
- 2 3、2 7 内側壁
- 2 4、2 8 係止片
- 2 9 耳片
- 3 0、3 1 折片
- 3 2 ~ 4 3 折目線
- 5 0 底板
- 5 1 第一側板
- 5 2 第二側板
- 5 3 第三側板

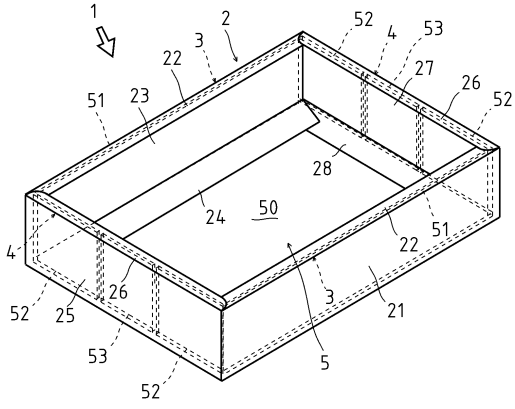
40

50

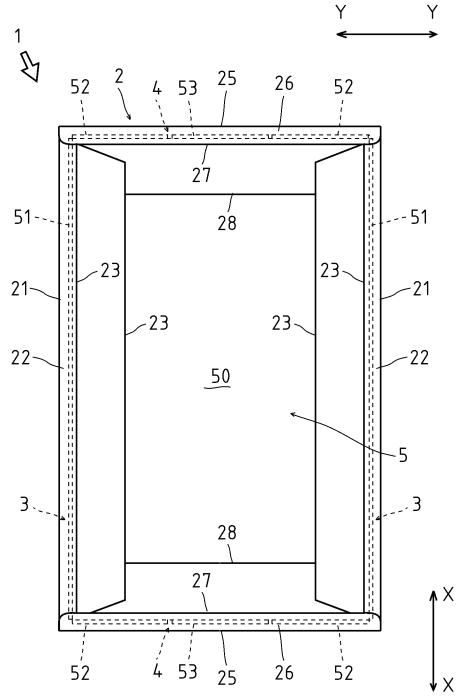
- 5 4 ~ 5 6 折目線
- 5 7 ~ 5 9 折曲溝
- A 原紙
- B 原紙

【図面】

【図 1】



【図 2】



10

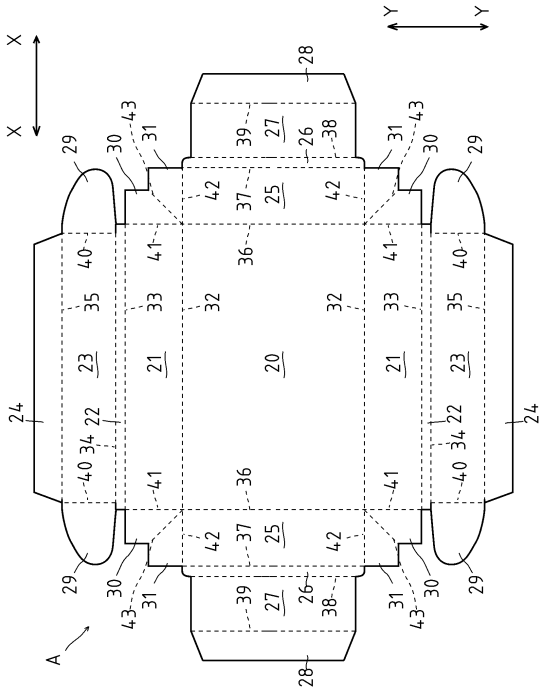
20

30

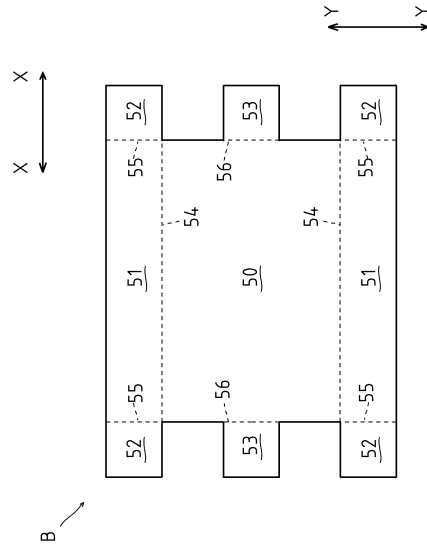
40

50

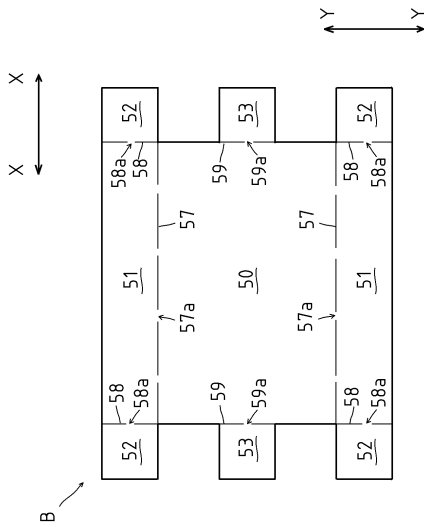
【図 3】



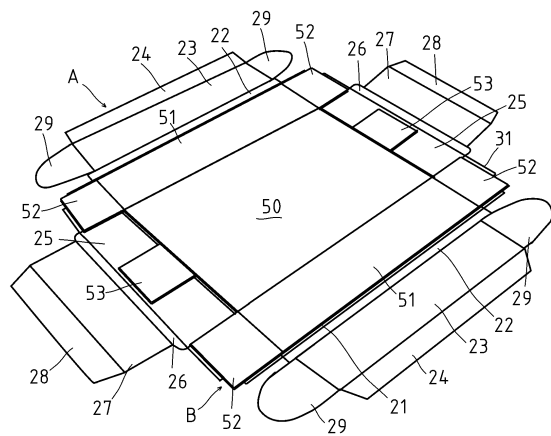
【図 4】



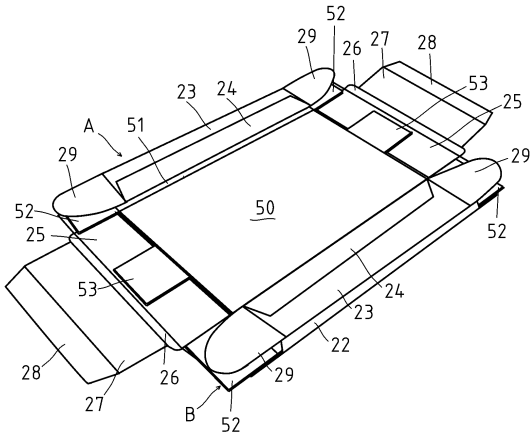
【図 5】



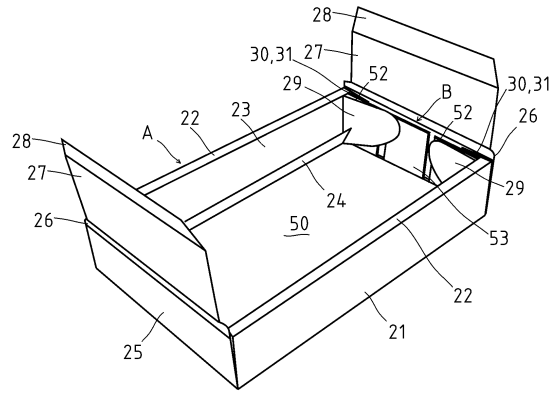
【図 6】



【 図 7 】



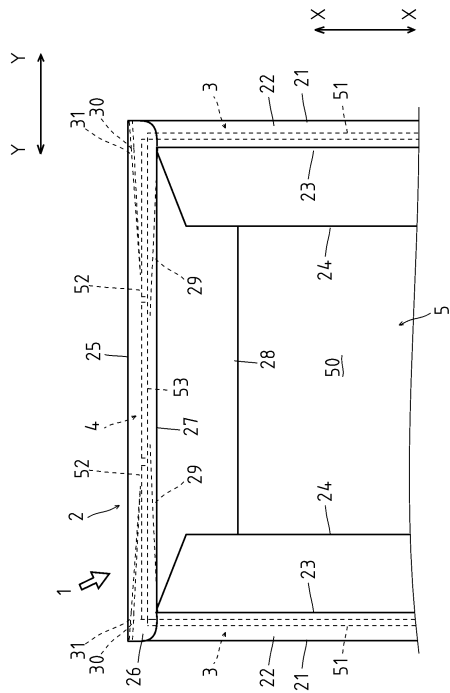
【 図 8 】



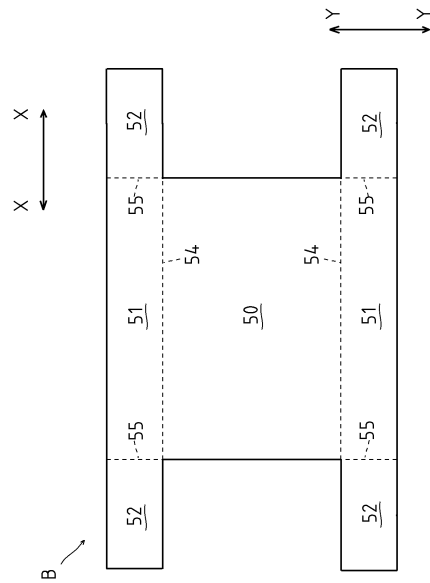
10

20

【 図 9 】



【 図 10 】



30

40

50

フロントページの続き

- (56)参考文献 実開平06 - 037125 (JP, U)
実開昭53 - 124246 (JP, U)
特開平05 - 112354 (JP, A)
米国特許出願公開第2010 / 0294831 (US, A1)
- (58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)
B65D 5 / 24
B65D 5 / 44